

between	0.3188	0.1983
overall	0.2372	0.1445

注:*** ...P 値<0.001, ** ...P 値<0.01, * ...P 値<0.05, + ...P 値<0.10 である。

5. 終わりに

近年の生活保護制度改革における最も特徴的な政策である自立支援プログラムのうち就労支援の効果について福祉事務所単位のデータから定量的に分析を行ってきた。先行研究においては、1 時点のクロスセクションの分析や事例研究が主なものであり、効果が十分に検証されてこなかった。本研究では、就労支援が導入された 2005 年度以降 5 カ年分のデータをパネルデータとして用いることで、就労支援の効果을明らかにする試みであった。分析結果から、就労率と廃止率に対する就労支援の効果は以下のように指摘することができる。

第 1 に、就業支援を導入することで、被保護世帯全体の就労率を約 0.4% 上昇させることがわかった。これは、被保護世帯の中の就労世帯を約 5% 増やすと解釈することができる。そして、特に就労支援を導入して 2 年目と 3 年目に就労率が最も高くなり、その後低下する傾向にある。

第 2 に、被保護者全体の廃止率については、就業支援の導入は影響を与えておらず、特に導入してから 3、4 年目においては、廃止率が低下する傾向にある。しかしながら、この結果は、近年埼玉県における生活保護への流入が増加したことによる分母の増加によると考えられる。また、就労率を上昇させていた母子世帯と障害世帯の割合は廃止率に影響を与えない一方、傷病世帯やその他世帯の割合が高まると廃止率を上昇させていた。

第 3 に、就労支援の対象者については、導入 4 年目以降も就労率は低下しておらず、また、廃止率も低下していない。そして、就労支援対象者の就労率については有効求人倍率および被保護者に占める支援対象者割合の影響を受けることがわかった。

以上の分析結果からは、埼玉県では、被保護者に対する就業支援の効果が現れないとした玉田・大竹(2004)の大阪府の例とは異なり、就労支援によって被保護者の就労率が高まっていたが、就労支援により保護の廃止率が高まるまでには至っていないことを指摘できる。現在、埼玉県においても全国においても廃止率が低下傾向にあるが、就労支援策のみで廃止を増加させることについては困難である可能性がある。

参考文献

- 玉田 桂子・大竹 文雄 (2004)「生活保護は就労意欲を阻害するか?・アメリカの公的扶助制度との比較」『日本経済研究』、日本経済研究センター、No. 50、2004 年 9 月、pp. 38-62.
- 岡部 卓・矢嶋 里絵・稲葉 昭英 他(2009)「生活保護における自立支援プログラム(2)」『人文学報』No.409
- 丸山 桂(2009)「自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響—」『格差と社会保障のあり方に関する研究(厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 平成 20 年度総括・分担研究

報告書』

道中 隆(2010)

釧路公立大学地域研究センター(2006)『生活保護受給母子世帯の自立支援に関する基礎的研究－釧路市を事例に』(<http://www.kushiro-pu.ac.jp/center/research/017.html>)

大石亜希子・松尾やす子(2010)「被保護母子世帯の母への就労支援の実践と課題－自治体における自立支援の事例から」『週刊社会保障』NO.2596

中園 桐代(2006)「生活保護受給母子世帯と「自立」支援－釧路市(調査)を事例として」『賃金と社会保障』No1426

池谷 秀登(2006)「自立支援プログラムの作成、実施とその課題－生活保護援助から自立支援プログラムを考える」『賃金と社会保障』No.1419

池谷 秀登(2008)「福祉事務所における生活支援の意義と課題－板橋区生活保護自立支援プログラムを中心として」『社会福祉研究』(101)

池谷 秀登・布川 日佐史・大川 昭博・岡部 卓(2007)「シンポジウム 自立支援プログラムの現状と今後の課題－生きる力、社会的つながり、やりがいを感じる自立を目指して」『賃金と社会保障』No.1456

布川 日佐史「生活保護における自立支援の展開の検証」『賃金と社会保障』No.1419

I I I . 研究成果の刊行に関する 一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
駒村康平・道中隆・丸山桂	被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題	三田学会雑誌	第103巻 4号	619-645頁	2011
丸山 桂	低所得者向け住宅手当について	成蹊大学 経済学部論集	第41巻 第2号	169-186頁	2010
四方理人	非正規雇用は『行き止まり』か？ —労働市場の規制と正規雇用への移行	日本労働研究雑誌	第608号	88-102頁	2011
四方理人・田中聡一郎	生活保護受給世帯のストック・フロー分析	三田学会雑誌	第103巻 4号	587-600頁	2011

I V . 研究成果の刊行物・別刷

被保護母子世帯における 貧困の世代間連鎖と生活上の問題

駒 村 康 平
道 中 隆
丸 山 桂

要 旨

本稿では、X 市の個票データを使い、生活保護被保護母子世帯の時つハンディや生活保護受給期間や職業を規定する要因について数量的に分析した。分析の結果、①母親の 3 割以上が、成育期に生活保護を経験しており、高卒未満という学歴や 10 代出産など、成育期に発生した事柄が現在の生活の負担になっていること、②就労阻害要因には、母親の健康状態と学歴があること、③DV、児童虐待、母子の健康状態の悪化など、家族内のハンディが累積・集中していることが確認できた。

キーワード

生活保護、貧困の世代間連鎖、10 代の出産経験、児童虐待、DV

1. はじめに⁽¹⁾

生活保護受給者の増加とともに、生活保護制度は、セーフティネット機能だけでなく受給者が再び経済的自立を果たすためのトランポリン機能の強化も求められている。政府は 2005 年度より生活保護受給者に対する自立支援プログラムを開始し、自立に向けた取り組みを強化している。この取り組みの成否には個別世帯の抱える貧困に至る要因分析が不可欠であるにもかかわらず、日本では被保護世帯の生活実態、貧困要因に焦点をあてた研究蓄積は限られている。

母子世帯の貧困問題は、単純に保護率が極端に高く、貧困に陥りやすい層というだけでなく、同

(1) 本研究は平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究」(主任研究者：駒村康平)の一環として行われた研究成果である。また、廣徳義経経済学会ミニ・コンファレンスでの報告においての助言に対し、御礼申し上げる。

世帯の子どもにとって幼少期の経済的不利益が、学歴、健康、住居、家庭環境、意欲、児童虐待など様々な面で社会的排除をもたらし、貧困の世代間連鎖の要因となりうることが指摘されている(阿部 2008、山野 2008)。

本研究は、被保護母子世帯のケースワーク記録から抽出した個票データに基づいて、被保護母子世帯の生活状況を分析し、親世代からの負の連鎖の有無、また貧困の連鎖が現在の母子の状況へどのような影響を与えているかを分析することを目的としている。

2. 先行研究と本研究の意義

(1) 新たな貧困問題の視点

日本では貧困研究は 1970 年代までは盛んであったが、その後の経済成長とともに貧困の問題は注視されずにいた。2000 年以降、所得格差の問題が注目を集めるとともに、格差の固定化、世代間連鎖の実証分析、貧困研究が活発化していった。分析対象も次第に大人や世帯から子どもへの格差、貧困問題へと変遷していった。2000 年代半ばには、大石 (2006)、阿部 (2005、2008)、山野 (2008)、浅井・松本・瀬澤編 (2008) などが子ども貧困問題を取り上げ、母子世帯の子ども貧困率が 2000 年前後で 65~70%前後と高まっていることを明らかにした。さらに、厚生労働省は 2009 年 11 月に OECD 基準に基づく相対的貧困率を公表し、2007 年時点の子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は 12.2%であるが、ひとり親世帯の相対的貧困率は OECD 諸国の平均値 30%を大きく上回る 54.3%とし、子どもの貧困問題解消は急務の政策課題となった。

OECD (2008) および D'Addio (2007) は、OECD 加盟国の格差や貧困の連鎖について興味深い分析をしている。OECD 諸国では 2000 年以降ジニ係数でみた格差はわずかながら拡大傾向にあるものの、貧困率は上昇傾向にあり、とくにひとり親世帯など特定世帯に貧困リスクが集中し、貧困の継続性や世代間の継承という貧困の深度が増していると指摘する。その背景には 1990 年代半ば以降、多くの国で所得再分配政策が低所得者に重点を置かなくなることにあるという (OECD 2008)。

こうした OECD による分析には、日本のデータが除外されていることが多い。その理由は、日本では OECD 基準に基づいた統計調査のデータは未公表であり、欧米のように長期にわたる大規模パネルデータもないことにある。そのため、研究者は、「格差の連鎖」を親子間の所得階層、学歴、職業の移動という経済状況の代理指標や 15 歳の時の暮らしぶりの自己評価などで代用するしかない状況にある。

養育された家庭の所得や環境面での不利益と青年期や成人後の貧困という状況の負の連鎖に関する (2) 2008 年度の生活保護の世帯保護率は 23.9%であるが、母子世帯は 133.2%で、全世帯平均を大幅に上回っている (国立社会保障・人口問題研究所「生活保護の公式統計」)。

とした統計調査データから、親と子世代の所得や学歴などの経済的側面を説明する変数の移動状況を追跡する手法である。しかし、成育期の親の所得水準を回帰させるのが困難であるため、ほとんどの研究は親の学歴や職業などの代理指標や15歳の時の暮らしを相対評価させる方法や子どもの頃の成育環境を推定し、現在の所得水準や学歴、暮らしと比較している。このような手法は、多数の標本数が得られる利点がある一方で、十分な数の「貧困」経験がある者を標本数として確保するのが難しいこと、また子ども時代の養育環境はあくまでも推定値にすぎないという限界もある。もう1つは、パネル調査や生活保護受給者に対象を限定してアンケートや聞き取り調査を行い、分析する方法である。前者と比べ十分な標本数を確保するのが難しいが、より詳細な調査結果が得られるという利点がある。

① 代理指標に基づく貧困の世代間連鎖の研究

社会学の研究では、佐藤 (2000) が社会移動全国調査 (通称:SSM 調査) を用いて、上層ホワイトカラー層で世代間移動の固定化が進んでいるとする研究がある。SSM 調査は長期間の追跡が可能でパネル調査ではあるが、調査項目に「所得」がなく、「職業」だけで所得階層の世代間移動を分析するには限界があった。その後続く多くの先行研究は、各種代理指標から親の所得階層を推定し、本人の現在の所得階層などと比較、分析して世代間連鎖を検証する手法が中心となっている。

佐藤・吉田 (2007) は、SSM 調査と日本版総合社会調査 (JGSS 調査) から、父親の学歴、職業データから親代的に父親コーホートを作成、父親の所得を回帰分析で推定し、疑似パネルデータによって貧困の世代間連鎖を検証している。その結果、所得四分位による最上位層で世代間移動が進んでいるが、「貧困の世代連鎖」は弱く、むしろ「富裕の世代連鎖」が強いとしている。また、大石 (2007) は、アンケート調査から回答者の15歳時点における世帯所得に関する回帰的評価を手がかりに、世代間連鎖を分析している。その結果、親の低学歴は子どもの低学歴につながるものの、現在の所得環境の間には明確な相関関係がみられないとしている。小塩 (2010) は、JGSS 調査の調査データに基づき、大石 (2007) 同様15歳時点における世帯所得に関する回答者の回帰的評価から、内生性をコントロールして、子ども時代の貧困がその後の人生をどの程度規定するかを实证分析している。その結果、一般的な認識や多くの先行研究と同様に、子ども時代の貧困経験は、最終学歴、成人後に得る所得、幸福度や主観的健康度も低く、その将来に無縁でない影響を及ぼしているとしている。しかし、データの制約として、標本の約4割が大卒者で比較的高学歴が多いこと、「貧困」の指標を各回答者の世帯の等価所得の中央値の50%を下回る世帯を「貧困」とみなす方法を採用しているため、本研究でみる「生活保護受給」というステイグマを伴う圧倒的な貧困状況の

(5) 橋本・八木 (2009) は父親の学歴、職業効果と子どもの高校ランクには密接な関係があるとし、富層の連鎖を説明している。

る实证研究は、公的扶助の受給者が次世代へと引き継がれていく世代間連鎖が深刻な問題となっているアメリカでは多くの蓄積がある。成育環境が子どもの将来に大きな影響を与え、そしてそれに対する介入の有効性については、ペリープレスクールの長期追跡調査を行った Schweinhart and Montie (2004) がある。

親の学歴以上に世帯所得が、子どもの行動や健康よりも認知能力に顕著な影響を与えようという研究 (Duncan and Brooks-Gunn 1997) や、家庭の所得水準が健康や死亡率に影響を及ぼすだけでなく、子どもたちの経済的な成功や健康、健全さに深くかかわるリテラシー (印刷・記憶された情報を社会のなかで活用し、その人の目標や能力を発展させたりする能力) にも影響を与えようとする研究 (Marmot 2004) や、子ども時代の貧困やストレスによって、脳の形成に悪影響が及んだ結果、低所得者家庭の子どもの記憶力、学力が低下しているとの報告 (Evans and Schamberg 2009) など、親の経済状況が子どもの学歴、所得に及ぼす影響、子どもへの資本面での不利益と貧困、健康、学力など幅広い分野の不利の世代間連鎖が明らかになっている⁽⁴⁾。

また、貧困家庭に育った子どもはどのような資本の収益率が低くなり、大学での奨学金、職業訓練、減税などの支援も効果を生みにくいという報告 (Carneiro and Heckman 2003) もあり、長期間の不利の蓄積を解消するのは容易ではない。日本でも、青砥 (2009) の調査による高校中退者の経済的困窮状況と圧倒的な学力不足を考慮すると、高校受験時や入学時での補習教育時では、不利の挽回は遅きに失している。Sherman (1994) は、子ども時代に1年間貧困状況にあると生涯賃金は約1万2,000ドルも減少するだけでなく、貧困問題は医療費、治安対策コストなどの増加にもつながるという。同研究は、子どもたちを貧困から脱却させるコストを試算しているが、この費用の方が貧困によって失われた社会コストよりも安いという結果は注目に値する。

またフィンランドでは、1972~1977年にかけて、修学年数の6年延長と統一カリキュラムを導入したが、Pekkarinen ら (2006) は父と息子の世代間の所得の相関を調査し、これが改革後7%ポイント減少したと試算している。こうした研究は、義務教育期の貧困対策や教育システムの充実が、子どもの格差の固定化を防ぐ手段として有効であるという示唆を与えてくれる。

(2) 日本の貧困の世代間連鎖に関する先行研究

先述したように、日本には大規模なパネル調査による政府統計が存在しないため、貧困の世代間連鎖に関する先行研究は、以下の2つのパターンに大別される。1つめは、すべての所得階層を対象

- (3) D'Addio (2007) の研究サーベイ、OECD (2008, 2009) は多くの示唆を蓄む。
- (4) Schiller (2008) は、アメリカの貧困と差別を、様々なアプローチ、データを用いて包括的に検証した研究である。先駆的な研究としては、アメリカのジャーナリストの Sheehan (1976) は「福祉母親 (Welfare Mother)」で、AFDC (Aid to Families with Dependent Children) を受給する母子家庭の調査でその成育歴、生活様式、価値観、子どもたちの教育など分析し、子どもたちが親と同様に社会的な行動に至る軌跡を描き、大きな論争を巻き起こした。

阿部 (2006) は、世帯の相対的列挙指標と世帯所得の分析を行い、とくに母子世帯に列挙指標が目立つという。しかし、他の世帯類型を比較すると、母子世帯全体の一般列挙指標よりも子どもの列挙指標の格差が小さいことから、母子世帯の母親が無理をして「子どものため」に家計をコントロールしているとする。

藤原 (2007) では、(独) 日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年) を用いて、生活保護制度と児童扶養手当受給世帯それぞれの特徴を分析している。生活保護受給世帯と非受給世帯を比較した特徴として、「多子」、「母親の就業率の低さ」、「健康状態の悪さ」、「学歴の低さ」には前者が顕著に多いという違いがあるものの、母子世帯によってからの期間や母子世帯になる前の就業状態には差がみられないとしている。ただし、調査対象者に相対的に高所得者が多く、被保護母子世帯が全体の4%程度(57サンプル)にすぎず、生活保護受給者の調査という点では限界がある。また、就労環境や意欲の調査項目は豊富であるが、幼少時の生活保護受給経緯や現在の子どもたちの状況に関する調査項目がないために、貧困の動態分析はされていない。

このように、大規模標本によるアンケート調査では、「生活保護受給者」の属性や特徴を捉えるにはその限界がみえていた。生活保護受給者に焦点を絞りながら、一定の標本数を確保した研究として、中国 (2006)、福岡県立大学付属研究所 (2008)、中村 (2010)、道中 (2009) がある。中国 (2006) は北海道釧路市の被保護母子世帯のアンケート調査から、母親の父母の学歴、職業、生活保護受給歴などを調査している。父では4割、母では5割が中卒・高校中退者であり、父母とも雇用形態は無職や非正規社員が多く、経済的に不安定な家庭での成長経験者が多いことを明らかにしている。福岡県立大学付属研究所 (2008) は、旧産炭地の福岡県田川地区における生活保護受給世帯の詳細な分析を行い、保護2世、3世、4世と代を重ねることに深刻化する長期の貧困状態や貧困の悪循環による負の影響を指摘している。また同調査をもとにした中村 (2010) は、被保護者の自立阻害要因を分析し、自動車免許・資格取得や保護開始直後の就職動機付けが重要であると主張する。

道中 (2009) は、被保護世帯の貧困の世代間連鎖について調査し、被保護世帯の4分の1が生家での生活保護受給歴があり、母子世帯ではこの割合が約4割にもなり、被保護世帯のなかでも母子世帯の貧困の世代間連鎖の強さを指摘している。

また、「貧困の世代間連鎖」に直接焦点をあてた研究ではないが、藤原・湯澤 (2010) は、被保護母子世帯の開始・廃止要因の検証分析を行っている。道中 (2009) 同様、成育歴・保護歴について調査しており、長期的な困難を経験してきた世帯が多く、保護廃止には「高卒以上」の学歴や資格取得が有効であることを統計的に明らかにしている。しかし、保護廃止世帯を調査対象としているため、健康面や学歴などの不利の蓄積が相対的に小さい者が多いという特徴がある。

(7) 世帯所得などの指標ではなく、家庭内の設備や社会生活、医療などのアクセスや住環境などの保持状況を調査し、必要な資源の不足のために、規範的に期待されている生活様式を共有できない状態を示す概念である。

世代間移転分析とはやや方法が異なる。

② 母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖の研究
母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖に関しては、青木 (2003)、岩田・濱本 (2004)、石井・山田 (2009)、後藤 (2006)、阿部 (2006)、藤原 (2007)、中国 (2006)、福岡県立大学付属研究所 (2008)、中村 (2010)、道中 (2009)、藤原・湯澤 (2010) などの先行研究がある。

青木 (2003) は、母子世帯の「貧困の世代内再生産」を明らかにするため、丹念なインタビュー調査を行っている。被保護母子世帯数は19世帯と限られているが、明確に子どもも時代に「生活保護の経験がある」とするものは3例、経済的困難があったとするのが15例にすぎない。被保護母子世帯の母親は、低学歴や疾病と直接の経済的不利の要因を抱えているだけでなく、幼少時代にも経済的困難の経験がある者が多く、前夫もまた経済的困難のなかで育つてきたことを明らかにしている。ここから、「格差社会の問題は、所得格差 (経済学的研究) が貧困者のQOL (教育格差、希望格差などの生活の質) を低下させ、貧困の世代間継承にいたり (社会学的研究)、これが企業やマクロ経済の生産性をも低下させる (経済学的研究)」(安田・塚本 2010, p.110) アプローチへとつながっていく。

青木 (2003) の先駆的研究によって、研究者の視点は大規模調査による母子世帯、女性の貧困問題の検証へと発展していく。岩田・濱本 (2004) は、家計経済研究によるパネル調査を用いて、「生活保護基準」に基づく女性の貧困動態研究を行っている。同研究は、女性のみを対象とし、成人後の9年間の貧困動態の追跡という制約はあるが、女性にとつて貧困に結びつきやすい要因として「離別経験」、「子ども3人以上」、「中卒」などの要素を指摘している。また、持続・慢性型貧困に陥りやすい要因として「未婚経験」、「離別経験」、「子ども3人以上」、「離職」、「借家居住」、「標準的生活様式からの脱落」、「就業変動回数」など、多重貧困リスクを統計的に明らかにしている。

石井・山田 (2009) は、慶應義塾家計パネル調査 (KHPS) より、世帯主の年齢、学歴、就業形態をコントロールしてもなおひとり親世帯という属性自体が慢性的貧困 (3年間の持続的貧困) リスクを高めていることを確認している。

後藤 (2006) は、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯を、Capabilityアプローチを用いて比較している。「ディセント (恥ずかしくない) 衣食の状況」と「社会活動・将来設計」の点からみると、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯のそれぞれの達成度は逆の関係にあり、保護の充足性の原理から必需品の消費以外を制限される生活保護受給母子世帯は、衣食は足りるが、社会活動・将来設計のために給付を使用できず、母子加算の廃止を疑問視している。

(6) アマルティア・センの潜在能力アプローチを社会政策に適用する概念である。潜在能力アプローチについては、後藤 (2007) を参照。

表 1 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
本人年齢(歳)	318	17	61	35.61	7.85
高卒以上ダミー(高卒以上=1)	318	0	1	0.45	0.50
母就労ダミー(就労=1)	318	0	1	0.42	0.50
本人の稼働収入(円/月)	318	0	205,000	32,702.66	47,964.86
世帯人員(人)	318	2	7	2.92	0.85
受給期間(月数)	311	2	183	38.37	31.60
最低生活費(円/月)	318	123,690	362,840	215,815.44	45,442.08
世代間の生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.32	0.47
過去の生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.40	0.49
10代の出産経験(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
DV経験(あり=1)	318	0	1	0.22	0.41
非嫡出子(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
児童虐待経験(あり=1)	318	0	1	0.09	0.29
母親ダミー(あり=1)	318	0	1	0.53	0.50
母精神疾患数	318	0	3	0.38	0.67
母身体疾患数	318	0	7	0.48	0.93
子病ダミー(あり=1)	318	0	1	0.25	0.43

注1: 受給期間(月数)のみ、不明者が7名いるため、標本数が311人である。
 注2: 「最低生活費」とは、生活保護法に定める方法で、X市の所在地別に世帯主、世帯人員の年齢などの情報から后巻第1類、第2類以外に母子加算、児童養育加算、教育扶助、住宅扶助を合計した金額である。

除外している。調査項目の記述は、被保護者本人の申告、医師の「医療要否意見書」や「医療レポート」の記載欄病名などの客観的な健康データに基づき、ケースワーカーによって記載されている。調査データは秘匿処理を施されているが、データ収集時に両者の間で同一世帯の重複はないことを確認している。

以下、本調査の特性を厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査」(以下全国調査と省略)と藤原(2007)が再集計した(独)日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年、以下JIL調査と省略)、中団(2006)の再集計による「釧路市の母子世帯の母への就業支援に関する調査報告」(2004年、以下釧路調査と省略)、福岡県田川地区の廃止台帳を分析した調査(福岡県立大学付属研究所、2008、以下田川調査と省略)などと比較していこう。

(1) 記述統計量

表1は、2008年調査、2010年調査をプールした主な調査項目の記述統計量である。

(2) 年齢構成

表1のように、本調査の被保護母子世帯の母親(世帯主)の平均年齢は35.61歳である。表2から本調査の年齢分布を全国調査(平均年齢38.4歳)や釧路調査と比較すると、やや20歳未満、20代が

(3) 母子世帯の子どもへの負の連鎖——DV、虐待経験を手がかりに

本研究では、成人していない子どもへの負の連鎖を母親のDV経験、虐待経験という生育環境から検証する。すでに多くの先行研究で、経済的不利益が子どもへの進学、持ち物、医療機関へのアクセスなど多岐にわたることは知られているが、子ども自身の努力では克服できず、さらに心身に長期的かつ甚大な影響を与える生育環境と貧困の関係についても分析する。

児童虐待と貧困の関連は、東京都福祉保健局(2005)、松本編(2010)など多くの調査研究で虐待の背景には経済的困窮やひとり親などがあることが指摘されている。母親のDV経験と児童虐待には密接な関係がある。八木ほか(2003、2007)は、市民意識調査から「DVの被害体験」や「親からの暴力の経験」と、「子どもへの虐待の経験」という暴力連鎖を調査している。DVの被害経験が多い、あるいは親からの虐待を受けた人は、子どもへの虐待の経験があり、男性よりも女性に連鎖が強く表れるという。益田・淺田(2004)では、児童相談所の相談事例からDV家庭の被害者の母親の3割が子どもに暴力を加えており、暴力が弱い立場への子どもへと連鎖する様相を明らかにしている。松本ほか(2010)の児童相談所の事例に基づく研究では、経済的困窮度が高い世帯ほど児童虐待が重症化しており、児童虐待の家庭で夫婦間の暴力、その疑いがある割合は26.1%と、経済的困窮と虐待とDVの密接な関係を指摘している。

児童虐待が子どもに及ぼす悪影響は自明のことであるが、DVのように直接子どもが暴力の被害を受けなくても、DVの目撃経験は子どもにも長期にわたって様々な悪影響を及ぼしている(戒能2006)。

3. 本研究で用いるデータ

本研究では、自立支援および子どもへの養育環境への影響という視点から、被保護母子世帯の母親の就業状況と子どもへの虐待経験について実証分析を行う。ここでいう母子世帯とは、生活保護制度上の定義と同じで、現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による)65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。用いるデータは、大都市圏と近郊のX市における2回の調査である。2008年調査(2008年9月1日から11月末日の間に調査した214世帯、被保護母子世帯に対する抽出率15.2%)と2010年調査(2010年2月1日から3月末日の間に調査した104世帯、被保護母子世帯に対する抽出率9.4%)で、いずれも調査期間中に廃止した世帯は

(8) 2008年度の4月から6月までの全国の児童相談所に児童虐待として通告された事例(8,108件)すべてを分析した全国児童相談所長会の調査結果「児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」によれば、「虐待にながると思われる家庭・家族の状況」として、1位が「経済的な困窮」33.6%、「虐待者の心身の状況」(31.1%)、「ひとり親家庭」(26.5%)、「夫婦不和」(18.3%)、「夫働かない」「不安定な就労」(16.2%)と続き、経済基盤の不安定さと心身の状況悪化が背景にあることが分かる。

表2 被保護母子世帯の母親（世帯主）の年齢分布の比較

母親の年齢	本調査			被保護者全国一斉調査 (2008年)		鉦路調査 (2004年)
	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	実数 (%)	(%)	(%)
20歳未満	5	2.3	0	0.0	5	0.1
20-29歳	38	17.8	27	26.0	65	10.8
30-39歳	101	47.2	45	43.3	146	46.8
40-49歳	61	28.5	30	28.8	91	35.6
50-59歳	8	3.7	2	1.9	10	6.4
60-69歳	1	0.5	0	0.0	1	0.2
総数	214	100.0	104	100.0	318	100.0
平均年齢	36.0歳	34.9歳	35.6歳	35.6歳	38.4歳	-

注：鉦路調査の40-49歳の値は、40-44歳と45歳以上の各種の合計である。

出典：厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査」、中欄(2006)より筆者作成。

多く、40代、50代が少なく、平均年齢は3歳程度若い。

(3) 学歴

表1より母親の最終学歴をみると、「高卒以上ダミー」(高卒以上(専修学校、各種学校卒を含む))は、0.45であり、中卒、高校中退などの低位学歴を持つ者は約55%である。「被保護者全国一斉調査」には学歴の調査項目がないので、JIL調査や鉦路調査、田川調査による低位学歴率(42.0%、37.2%、58.5%)と比較すると、調査によって数値に幅があるが、本調査の低位学歴率は田川調査に近い結果となった(表3参照)。

(4) 就労状況と疾病状況

表1から、母親の就労率は0.42であり、約58%の母親が無業である。母親の就労率は全国調査では50%であるが、本調査や鉦路調査は40%前後とやや全国平均より低い(表4参照)。また、就労している者の業態の内訳をみると、本調査、鉦路調査とも非正規が80%以上を占め、稼得収入が期待できる正規に従事できているのは、ごく少数にすぎない。児童扶養手当受給者の稼働率は84.5%(厚生労働省「平成20年度母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」という数値と比較しても、被保護母子世帯の就労率は他の低所得者母子世帯に比べ極端に低い)。

無業者が多い一番の理由は、病気である。本調査で示した「疾病状況」は、本人の「主観的健康観」ではなく、先述した客観的データに基づいているが、具体的な稼働能力の活用が可能かどうかの判断や、可能であればどの程度の就労が可能かといった傷病の程度や仕事への影響については把

(9) 道中(2007)による調査では、母子世帯の母親の低位学歴率66.0%、高校中退率27.4%であった。
 (10) JIL調査を用いた藤原(2007)では、生活保護受給中の母親の就労率は52%だが、非受給世帯の就労率は89%と相当高い。

表3 被保護母子世帯の母親の学歴分布

	本調査			JIL調査 (2001年)		鉦路調査 (2004年)		田川調査 (2004, 2005年)	
	2008年調査 実数 (%)	2010年調査 実数 (%)	合計 実数 (%)	実数 (%)	(%)	実数 (%)	(%)	実数 (%)	(%)
中学校卒	76	35.5	21	20.2	97	30.5	17.5	58.5	
高校中退(専修学校・各種学校含む)	47	22.0	30	28.8	77	24.2	19.7		
高校卒(短大・大学中退含む)	72	33.6	45	43.3	117	36.8	51.1	35.4	
専修学校・各種学校卒	6	2.8	0	0.0	6	1.9	7.3	6.1	
短期大学・高等専門学校卒	13	6.1	4	3.8	17	5.3	2.2		
大学卒	0	0.0	4	3.8	4	1.3	3.0	0.0	0.0
大学院卒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	214	100	104	100	318	100	67 (97.8)	137 (97.8)	82 (100)

注1：鉦路調査は、原数値合計が100%にならない。

注2：田川調査は、卒業の有無にかかわらず、最後に学んだ学校を「最終学歴」としているが、中途退学者数を考慮し、筆者が最後に卒業できた学校を「最終学歴」として再計算している。また、小学校卒業1名を中学校卒業とみなした。

出典：藤原(2007) p.13、中欄(2006) p.11、福岡立大学付属研究所(2008) pp.114-116から筆者作成。

表4 被保護母子世帯の母親の就業状況

	本調査						被保護者全国一斉調査 (2008年)		鉦路調査 (2004年)	
	2008年調査		2010年調査		合計		実数 (%)	(%)	実数 (%)	(%)
	実数 (%)	(%)	実数 (%)	(%)	実数 (%)	(%)				
就労	94	43.9	41	39.4	135	42.5	43,440	50.8	346	40.6
正規(自営含む)	14	(14.9)	7	(17.1)	21	(15.6)				(7.7)
非正規(内職含む)	80	(85.1)	34	(82.9)	114	(84.4)				(87.7)
不明・無回答	-	-	-	-	-	-				(4.6)
不就労	120	56.1	63	60.6	183	57.5	42,030	49.2	507	59.4
合計	214	100.0	104	100.0	318	100.0	85,470	100.0	853	100.0

注1：()内の値は、就労を100%とした場合の業態の内訳である。

注2：「被保護者全国一斉調査」では詳細な業態が掲載されているが、本調査と定義が異なるため省略している。

注3：鉦路調査では、「正社員」を「正規」に、「パート」「アルバイト」「嘱託・準社員」「臨時職員」「派遣」の合計を「非正規」とみなして筆者が再計算した。

出典：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、中欄(2006) p.12、16より筆者作成。

掘でさな限界がある。

表1から、母病気ダミーは0.53で、母親の53%がなんらかの病気を抱えている。また病名が1

表5 本人雇用形態・学歴別の平均月収

	母の就労形態		本人学歴					合計
			中学卒	高校中退 (専修・専門 学校中退)	高校中退 (大学中退)	専門学校卒	短大卒	
2008年 調査	非正規	実数	30	10	34	2	4	80
	正規	平均月収(円)	63,374	60,279	64,735	100,000	67,204	64,673
	合計	実数	3	4	6	0	1	14
2010年 調査	非正規	平均月収(円)	117,165	152,853	136,689	141,506	137,468	94
	正規	平均月収(円)	33	14	40	2	5	34
	合計	実数	7	8	19	0	0	60,492
2008年 調査	非正規	平均月収(円)	56,459	59,936	62,213	-	-	7
	正規	平均月収(円)	189,837	94,596	152,321	0	0	132,907
	合計	平均月収(円)	8	11	22	0	0	41

つではなく、複数の病気を罹患する者も多い。(12) とくに母親の精神疾患の罹患率が2008年調査で33.4%、2010年調査で35.6%と高いのも特徴である。こうした体調が優れない者が多いことも、不労、低収入の原因となっている。

(5) 収入

表5は、就労している者に限定した1ヶ月の平均月収(稼働収入のみで各種社会保険給付や仕送り額を除く)の平均値である。表3に示したように、本調査の標本に低学歴者が多いことを考慮し、学歴別・就労形態別に平均月収をあらわしている。標本数がかなり限られるので注意が必要であるが、非正規が正規かで月収には差がみられるが、同じ就労形態のなかで比較すると、学歴は月収額に有意にプラスにはなっていない。藤原(2007)は被保護母子世帯の留保資金水準を月額15万円と計算しているが、本調査のケースはほとんどがその水準に及ばない。創設調査でも、有職者の年収は100万円未満が3分の2を占め、平均年収は84.8万円(月額約7.1万円)であった。

(11) 主観的健康状態を用いた先行研究でも、被保護母子世帯の母親の健康状態は芳しくない。藤原(2007)は被保護母子世帯の主観的健康状態を分析しているが、「よくない」、「あまりよくない」の合計は21%である。中国(2006)の創設調査でも、主観的健康状態が「健康」である者は4割に満たず、無職母子世帯では「健康」である者は26.4%にすぎない。

(12) 2008年調査では214人中98人が複数の病名を持ち、16人が精神疾患と身体疾患の両方を罹患している。2010年調査では104人中59人が複数の病名を持ち、13人が精神疾患と身体疾患の両方を罹患している。

4. 貧困の世代間連鎖

(1) 本データでみる貧困の世代間連鎖の状況

表1でみるように、成育期に生活保護を受給した経験のある者(世代間受給歴)⁽¹³⁾は32%おり、2008年調査では68人(31.8%)、2010年調査では34人(32.7%)で、調査年による差はない。一方、創設調査による生活保護を受給した経験率は14.8%で、田川調査の全標本では、児童期の生活保護歴は8.4%で本調査よりも低い結果であった。しかし、創設調査は自己申告によるアンケートであるため、強いステイグマのある生活保護歴を記載しなかった可能性もあること、また「わからない」「未回答」の合計が7.3%にもなることに注意しなければならぬ。一方、田川調査では同項目は保護台帳の必須記載事項ではなかったため、記録漏れによる過小推計の可能性を福岡県立大学付属研究所(2008)は言及している。それでも、保護第2、第3世代と若年世代ほど児童期の生活保護歴がある者が増加する傾向があり、昭和40年代生まれ以降の世代では29.4%と過小推計であったとしても、本調査とほぼ同程度の数値であった。さらに、同調査によれば、親や子ども、兄弟姉妹などの親族などが「現在」生活保護を受給中という世帯(全標本中)は47.8%であるが、昭和40年代生まれ以降の世代に限定すると56.5%になり、親族間の負の連鎖も若年世代になるほど強くなる傾向にある。

先述したように、本調査の標本は、昭和40年代生まれ以降の世代が82%を占める若年者が多い特徴がある。よって、本調査における貧困の世代間の連鎖が他の調査に比べ高い結果となった要因の1つとして、親子間の貧困の連鎖がより強くなる傾向にある若年世代が相対的に多かつたためと

(13) 生活保護被保護中の世帯ではなく、一般世帯の児童が成人になるまでに一度でも生活保護を受ける可能性、すなわち一般世帯の子どもの生活保護経験率がどのくらいあるのかというデータは存在しない。そこで、生涯のうち交通事故に一度でもあつた経験率を計算する方法(国土交通省社会資本整備審議会 第1回道路分析科会 平成14年3月5日)、つまり1年間で事故にあわない確率を期間分けて算出し、それを100%から引く方法と同様の考えにしたがって、1952-2008年までの各年齢別(0-19歳)の被保護率を事故率(リスク)と見なし、その間で1回でも生活保護を受けた場合は、19歳までが24.7%、17歳までが23.9%、15歳までが23.1%となる。同様に、この間の被保護率の中央値を使用すると、19歳までが20.0%、17歳までが19.4%、15歳までが17.7%であった。しかし、1960年代までは被保護率が高かつたこと、本データの母親の平均年齢が約35歳であり、1970年代以降生まれが中心であったことから考慮すると、1952-2008年までの平均値や中央値での推計は過大になる可能性もある。そこで、1970年以降のデータに限定して推計すると、19歳までが15.6%、17歳までが14.9%、15歳までが13.1%となる。被保護世帯における成育期間と考えると15歳の13.1%が本データの比較対象になるであろう。ただし、この13.1%とてかなり過大推計になっているという前提がある。この計算法では、各年の生活保護経験率が独立に発生しているという前提がある。もちろん、貧困状態は一定期間続くため各年のリスクが独立すると、生活保護経験率を過大に推計することになる。

表6 世代間の生活保護受給歴の有無と母親の学歴、過去の生活保護受給歴との関係

	学歴		生活保護の受給歴		合計
	中卒・高校中退	高卒以上	なし	あり	
世代間受給歴なし	実数 105 % 48.6	111 51.4	216 100.0	159 73.6	57 26.4
世代間受給歴あり	実数 69 % 67.6	38 32.4	102 100.0	31 30.4	71 69.6
合計	実数 174 % 54.7	144 45.3	318 100.0	190 59.7	128 40.3

注：いずれの関係も、Pearsonのχ²二乗検定で、1%水準で有意である。

考えられる。この数値差についての詳細な検討は、今後の研究課題としたい。

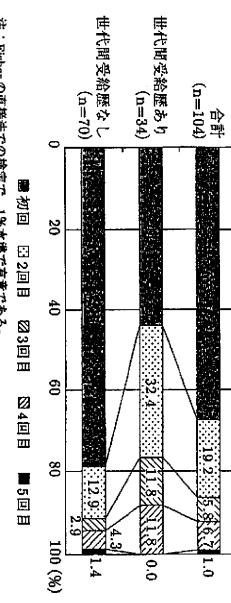
表6は、世代間の生活保護の受給歴と母親の学歴、過去の生活保護受給歴との関係をあらわしている。学歴との関係をみると、中卒・高校中退の割合は、明らかに世代間の受給歴が「あり」とする者が多い。生活保護制度において、本調査の対象者である母親が中学生前後の時代は、高校就学費用が生業扶助としては認められていなかった。仮に中学3年生の時点で被保護世帯でなかったとしても、経済的に困窮していた可能性は十分考えられる。こうした生家での経済的不利益が低学歴に直結したと考えると、表3でみるように訓練調査やJII調査に比べ、本調査に低学歴の者が多いことも理解できる。

世代間での生活保護受給歴は、生家から独立した後の生活保護の受給歴にも影響を与えている。本調査の生活保護の受給歴がある者は40.3%であり、田川調査の母子世帯では57.8%であった。「平成20年被保護者全国一斉調査」では、保護歴がある世帯は19.7%、母子世帯は18.5%であることと比較しても、本調査や田川調査の受給歴は極端に高い特徴がある。表6は、生家と独立後の生活保護受給歴の関係をみたものであるが、生家でも生活保護の受給歴のある者が、生家から独立した後にも生活保護の受給歴があることが明らかに分かる。

さらに、2010年調査に限定されるが、世代間の生活保護受給歴の有無と生活保護受給回数との関係についてみていこう。

図1に示すように、世代間の受給歴の有無にかかわらず、今回の受給が「初回」であるという回答が最も多いが、明らかに世代間の生活保護受給歴のある者の方が、複数回の生活保護受給歴をもつ。複数回の生活保護の受給歴とは、以下の2つのケースが考えられる。第1に、一度は経済的状況が好転して生活保護廃止に至ったが、再び経済的困窮に陥り、生活保護を受給する場合と、第2に生活

図1 世代間の生活保護受給歴の有無と生活保護受給回数



注：Fisherの直接法での検定で、1%水準で有意である。

活保護受給は継続しているが、公営住宅転居などを理由に他市から転入し、生活保護受給は「継続」しながらも、現在の居住地での保護は「開始」となる場合である。こうした理由の背景の1つには、世代間受給歴がある者は、先述したように労働市場での新雇が不利になる低学歴などの要素を多く抱えており、たとえ生活保護脱却に至ったとしても、その経済的状況は保護受給のポーターに高い可能性が高い。それでもう1つは、生活保護受給のステージが相対的に弱くなり、保護受給への心理的ハードルが低くなっている可能性である。また、図表には掲載していないが、生活保護の受給歴は、本人の年齢や就労状況、病気の有無、世帯人員数や10代の出産経緯など他の変数とは相関がなかった。

2010年調査は、被保護母子世帯の母親の成育歴の情報を持っている。(18) 表7から、被保護母子世帯の親世代も82.3%が配偶者との離別を経験している。そして、成育期に生活保護受給歴(世代間受給歴)のない母子世帯のうち、その親が離別して「いない」ケースは24.2%である。一方、成育期に生活保護受給歴のある母子世帯の親が離別して「いない」ケースは5.9%にすぎない。つまり、成育期に生活保護受給歴のある世帯のほとんどがひとり親世帯だったかあるいはひとり親世帯を経験している。(17) したがって、33.3% (世代間受給歴、親との離別経験がともにある者/全標本 = 32/96人) が母子二代で被保護母子世帯となっている可能性がある。(19)

- (18) 生活保護受給者が転居を繰り返す問題は、道中(2009) pp.59-61を参照のこと。
- (19) 母親の子ども時代の成育歴には、単に経済的困窮にとまらないう、家族関係の破壊による離別経験や複雑な家庭環境が多くみられる。本調査では、児童養護施設や母子寮で育ち、母親や祖父母と養育されていた者が13件(12.5%)見受けられた。また、学資金など借金や多重債務による自己破産9件、父母の服役7件、中国残留孤児三世3件、外国籍2件、障害者2件、暴力団関係2件など複雑な家庭での成育歴が確認されている。
- (17) 成育期の生活保護受給歴(世代間受給歴)と母子世帯の親の離別回数には、Fisherの直接法での検定で、有意な関連がある。
- (18) 離別別期間と被保護期間が重なっているという前提のもとである。

表7 世代間の生活保護受給歴の有無と親との離別別経緯回数

世代間受給歴なし	なし			合計
	度数	1回	2回	
世代間受給歴なし	15	18	29	62
	%	24.2	46.8	100.0
世代間受給歴あり	2	10	22	34
	%	5.9	29.4	100.0
合計	17	28	51	96
	%	17.7	29.2	53.1

注：親との離別別経緯については「不明」が8サンプルある。

表8 10代の出産経験の有無と母親の学歴、生活保護の受給歴

10代出産経験なし	学歴			生活保護の受給歴		
	中卒・高校中退	高卒以上	合計	なし	あり	合計
10代出産経験なし	128	130	258	162	96	258
	%	49.6	50.4	62.8	37.2	100.0
10代出産経験あり	46	14	60	28	32	60
	%	76.7	23.3	46.7	53.3	100.0
合計	174	144	318	190	128	318
	%	54.7	45.3	59.7	40.3	100.0

注：Pearson のカイ二乗検定で学歴は1%水準、生活保護の受給歴は5%水準で有意である。

(2) 10代出産の影響

10代出産もまた高卒以上の学歴と成育後の生活保護受給経験に影響を与えている。10代出産を経験した母親のうち、高校以上の学歴である者は23.3%にとどまり、生家から独立後の生活保護受給経験も53.3%と極めて高い(表8参照)。このことから、10代での出産経験が、高校進学や卒業の阻害要因として被保護リスクを引き上げていることが確認できる。

5. 多変量解析による分析結果

(1) 成育後の生活保護受給歴の要因分析

次に、世代間の生活保護受給の連鎖と10代での出産経験が、成育後の過去の生活保護受給歴に与える影響を検討する。被説明変数に成育後の生活保護受給歴の有無(あり=1, なし=0)に、説明変数に本人年齢のほか、生活保護に陥りやすい要因として、世代間の生活保護受給歴ダミー、10代出産経験ダミー、母親の病気ダミーを用いて、ロジスティック分析を行った。その結果、成育後の生活保護経験に、世代間の生活保護受給歴と10代出産経験が有意にプラスの影響を与えることが確認できた(表9参照)。

さらに、高卒以上の学歴形成(高卒以上=1, 中卒=0)を被説明変数とし、成育期の生活保護経

表9 成育後の生活保護受給歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp (B)
本人年齢	0.022	0.017	1.614	0.204	1.022
世代間受給歴ダミー(あり=1)	1.842	0.273	45.353	0.000	6.306***
10代出産経験ダミー(あり=1)	0.656	0.335	3.838	0.050	1.927**
母親病気ダミー(あり=1)	0.243	0.259	0.886	0.347	1.276
定数	-2.064	0.674	9.386	0.002	0.127***
決定係数	0.23				
標本数	318				

注：***P<0.01, **P<0.05

表10 高卒以上の学歴のロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率
世代間受給歴ダミー(あり=1)	-0.723	0.257	7.909	0.005***
10代出産経験ダミー(あり=1)	-1.137	0.334	11.616	0.001***
定数	0.226	0.146	2.404	0.121
調整済み決定係数	0.094			
標本数	318			

注：***P<0.01, **P<0.05

験(世代間受給歴)と10代出産経験を説明変数にロジスティック分析を行った結果、成育期の生活保護経験と10代出産経験が有意にマイナスの影響を与えていることが確認できた(表10参照)。

(2) 受給期間に与える影響

次に、先述した諸要因が現在受給している生活保護の受給期間に与える影響を分析した。ここで記載された「受給期間(月数)」とは、現在保護継続中の生活保護の受給期間であり、人生での累積受給期間ではない。受給期間(月数)を被説明変数にし、表11の説明変数をもとに重回帰分析を行った結果、母親の病気や成育期の保護受給経験(世代間受給歴)は影響を与えず、高卒以上の学歴は有意に期間を短くする一方、母親の年齢は受給期間を長期化する効果が確認できた(表11参照)。

(3) 世帯の抱える課題

1) DV, 非嫡出子と児童虐待

本調査では児童虐待の経験の有無を記載している。虐待経験は、現在の虐待だけでなく、過去の経験を含めている。ただし、加害者が祖父か母親か、虐待の種類、程度、被害者の児童も特定していない。表1でみるように、児童虐待の経験率は0.1% (世帯ベース)で、世帯内での経験者が1人だけと仮定すると、人員ベースの経験率は最低4.76%となる。小林ほか(2002)の推計では、2000年時点の日本の児童虐待罹患率は0.154%、ファミリーでも1.22%とされている。この数値から計算された児童虐待の経験率は全児童の2%前後(杉山 2004)であり、本調査の経験率は最低でも全

表 11 受給期間の回帰分析

(定数)	標準化された いない係数		標準化係数		t値	有意確率
	B	標準誤差	ベータ	標準誤差		
本人年齢	-6.469	8.161	0.340	6.238	-0.793	0.429
高卒以上ダミー (高卒以上=1)	1.363	0.218	0.218	0.000***	0.000***	0.000***
母親ダミー (病あり=1)	-9.379	3.443	-0.148	-2.724	-2.724	0.007***
世代間受給歴ダミー (あり=1)	2.562	3.425	0.041	0.748	0.748	0.455
両受給み決定係数	-2.290	3.711	-0.034	-0.617	-0.617	0.538
標本数	311					

注: ***P<0.01, **P<0.05

表 12 DV経験の有無、非嫡出子の有無と児童虐待の経験

	児童虐待経験		合計
	なし	あり	
DV経験なし	度数 236	12	248
%	95.2	4.8	100.0
DV経験あり	度数 53	17	70
%	75.7	24.3	100.0
合計	度数 289	29	318
%	90.9	9.1	100.0
非嫡出子なし	度数 241	18	259
%	93.1	6.9	100.0
非嫡出子あり	度数 48	11	59
%	81.4	18.6	100.0
合計	度数 289	29	318
%	90.9	9.1	100.0

注: Pearsonのカイ二乗検定で、1%水準で有意である。

国平均の2倍以上となる。

DV経験がある世帯において、児童虐待の発生率は24.3%と高く、DVと児童虐待の相関は強い(表12参照)。さらに非嫡出子がいる世帯では回生率は18.6%で、非嫡出子と児童虐待の間にも関係性がみられる。

図2は、児童虐待経験と非嫡出子、DV経験のパス図にし、共分散構造分析を行い、標準化された推計値をまとめたものである。非嫡出子とDV経験それぞれが子どもへの虐待経験と関係があるが、その計数は各0.14と0.27という数字で、DV経験の方が非嫡出子よりも2倍の影響があることが分かる。しかし、数値はいずれも小さく、児童虐待の背景には、その他の要因が大半を占めることが分かる。

(19) 八木ほか(2007)によれば、DV被害女性の子どもに対する虐待は、身体的虐待は少なく、ネグレクト(32.6%)や心理的虐待(45.8%)が多い傾向にある。

図 2 家族内の困難さの関係

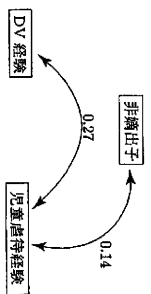


表 13 母親の病気と子どもの病気の関係

	子どもの病気		合計
	なし	あり	
母親なし	度数 130	19	149
%	87.2	12.8	100.0
母親あり	度数 109	60	169
%	64.5	35.5	100.0
合計	度数 239	79	318
%	75.2	24.8	100.0

注: Pearsonのカイ二乗検定で、1%水準で有意である。

2) 母親と子どもの病気の関係

被保護世帯の母親の罹患率の高さは先述した通りだが、母子の健康状態にも有意に相関関係がみられた(表13参照)。さらに母子間の身体的な疾患数については、相関係数が0.415となり有意な相関が確認できた。

(4) 不利益の蓄積が就業に与える影響

以上、(1)から(3)まで考察してきた課題が、経済的自立の基盤である就労に与える影響をみてみよう。就労の有無を被説明変数に、説明変数に本人年齢、労働市場において重要な指標となる学歴、母親の精神疾患の数、世代間の生活保護受給歴、生活保護受給歴をダミーにロジスティック分析を行った結果、高卒以上の学歴は就業に有意にプラスの影響を与えているが、母親の精神疾患数は有意にマイナスの影響を与えることが確認できた(表14参照)。一方、成育期の生活保護受給歴やこれまでの生活保護受給歴は影響がなかった。表には記載していないが、一般に女性の就業率に強い影響を与える「末子の年齢」は相関がなく、被保護世帯の場合は「保護の充足性の原理」のもと稼働能力の活用が強く求められるため、母親の不就労は「子どもが小さいうちは働かない」という理由で仕事をえり好みしているわけではないことが分かる。

さらに、稼働所得を被説明変数にし、稼働所得ゼロの世帯が多いことを考慮し、Tobit分析を行った(表15参照)。この分析においても、有意だったのは母親の精神疾患数であった。

このことから、被保護母子世帯の就労行動を左右するのは健康と学歴という人的資本が決定的に

表 14 就労ロジスティック分析

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp (B)
本人年齢	0.004	0.015	0.054	0.817	1.004
高卒以上ダミー (高卒以上=1)	0.517	0.246	4.406	0.036	1.677**
母親の精神疾患数	-1.06	0.286	20.1	0	0.347***
世代間受給ダミー (あり=1)	0.18	0.289	0.386	0.535	1.197
生活保護受給ダミー (あり=1)	-0.261	0.27	0.931	0.335	0.77
定数	-0.287	0.576	0.248	0.618	0.751
調整済み決定係数	0.126				
標本数	318				

注: ***P<0.01, **P<0.05

表 15 稼働所得 Tobit 分析

標本数=318
尤度比カイ二乗検定 =34.87
有意確率 =0.0000
類似決定係数=0.0095

	係数	標準誤差	t 値	P> T	[95% Conf. Interval]
本人年齢	933.2142	736.4472	1.27	0.206	-515.763 2382.191
母親の精神疾患数	-53328.4	10220.9	-5.21	0	-73457.9 -33198.9
高卒ダミー	19336.74	11655.83	1.66	0.098	-3596.38 42269.86
cons	-37379.4	27651.68	-1.35	0.177	-91784.7 17026.93
/sigma	89106.93	6229.102			76851.03 101362.8

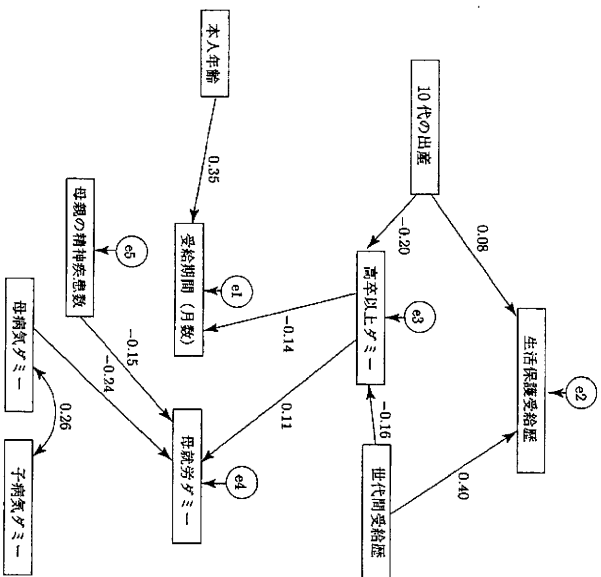
obs summary: 185 left-censored observations at inc ≤ 0
133 uncensored observations
0 right-censored observations

重要であることが確認できた。⁽²⁰⁾

6. データ分析から確認できた事柄

以上の分析でみたように被保護母子世帯には、多くの困難が蓄積し、それが相互に密接に関連していることが確認できた。最後に共分散構造分析の手法を使って、これらの状況を包括的に分析してみよう。分析結果はハイズ図によって示される(図3参照)。標準化された推計値はすべて有意である。被保護母子世帯が抱えるハンズイは、成育期の生活保護経験(世代間受給歴)、10代での出産経歴、高卒未満の学歴という過去の出来事に起因する部分が大いである。そして、高卒未満の学歴という相互に密接に影響を与え、貧困の世代間連鎖の可能性を高めている。そして、高卒未満の学歴というハンズイは、現在の就労においても大きなハンズイとなる。学歴のハンズイと加齢により生活保護(20) 銅銭調査(中野 2006)でも、勤労収入は本人年齢、学歴、雇用形態とは有意にプラスの関係がみられるが、「未子の年齢」とは無関係という結果であった。

図 3 被保護母子世帯の抱えるハンズイの関係



受給期間が長期化することになる。さらに、就労への阻害要因として大きいのは母親の健康である。この類の健康状態の悪化は、子どもの健康とも相関がある。親子の健康状況の関連性については、より深い分析が必要であるが、母親の健康悪化が、栄養や生活習慣、食生活といったなんらかのルートで子どもの健康悪化につながっている可能性もある。この結果、長期的な子どもの健康状態を悪化することになれば、健康を通じたさらなる貧困の連鎖の可能性もある。

家庭内では別のハンズイもある。DVと児童虐待の間に関連があり、さらに非嫡出子の存在と児童虐待の間にも関連が確認され、家庭内の課題が累積している状況が分かった。

7. 政策インテグレーション

(1) 子どもの成長環境の重要性と関連分野と協力した研究手法の開発

本稿では、子どもの成長環境が成長後にも重要な影響を与え、少なくとも被保護母子世帯においては世代間で貧困が連鎖している可能性が高いことが確認できた。しかし、図3のパス図で示したように、被保護母子世帯の抱える様々な重荷の相関関係は確認できても、その因果関係、住宅環境や地域・近隣環境も含めた複雑な関連性、子どもの連鎖までは明確に分析できず、依然として貧困連鎖のプログラミングボックスには未解明の部分が多く残されている⁽²¹⁾。こうした限界の克服には、パネルデータのようにより同一世帯の継続的な観察分析や質的調査が必要であり、これらの研究事例の上で、有効な支援政策、プログラム開発がなされるべきであるが、その課題は少なくない。今後、経済学のみならず多くの関連分野による共同研究が不可欠である。

昨今、子どもの貧困率の上昇や国際比較が注目されているが、一時点の貧困・格差の分析はスナップショット比較にすぎないという Esping-Andersen (2008)⁽²²⁾ の指摘もあり、ライオンズにわたる動態的な研究が不可欠である。こうした研究は、Bradbury らによって精力的に研究が進められている⁽²³⁾。

世代間貧困・所得格差や連鎖に関する研究は、心理学、社会学、経済学、社会疫学など様々な研究分野にまたがっている⁽²⁵⁾。これらの研究では、貧困連鎖の原因としては、①親子間で伝わる遺伝的要素と②本稿でも確認したような親の生活状況が子どもの成長環境に与える影響がある。遺伝と環境のどちらの影響が大きいか、いわゆる「氏が育ちか」は古くから議論されるテーマである。①について、双生児の研究などから子どもの能力、とくに学力につながるIQは生得的であるという研究が多い一方で、②の親の生活状態、すなわち如母期の環境は子どもの成長に重要な影響を与え、ほぼ生涯にわたってその影響が続くという研究も数多くある。Wilkinson and Pickett (2006) は、親の状況は出産前から子どもに影響を与えており、経済不安、所得格差からくる心理的なストレスは、妊娠を通じて胎児に影響を与え、ストレスによってもたらされる出生時の低体重は心臓病の発生率

(21) 世代間の貧困連鎖に関する研究手法については、Corcoran (2001), Aber and Ethwood (2001), Scerif and Ferguson (2006) を参考にせよ。
 (22) 関連分野の研究動向とプログラミングについては、小西 (2008) がコンパクトにまとめている。
 (23) Esping-Andersen (2004) は、親の教育水準、親の所得と子どものリテラシーとの間には強い相関があることを確認し、親子(父子)間での格差の連鎖の国際比較を行っている。
 (24) たとえば、Bradbury, Jenkins and Micklewright (eds.) (2001) は、低所得世帯における子どもが青年にも高い割合で低所得でいること、貧困状態の継続性、経済成長の効果の不確実性などを明らかにしている。
 (25) Pinker (2002) は、進化心理学、行動遺伝学、社会生物学、政治哲学、経済学を含めて議論の広がりを見せている。

表 16 OECD30 カ国の子どものウェルビーイングに関する政策指標の順位

日本の順位	22位	16位	11位	13位	2位
物質的豊かさ	住宅と環境	教育的豊かさ	健康と安全	リスク行動	学校生活の質
1位	ノルウェー	ノルウェー	フィンランド	スロバキア	スウェーデン
2位	デンマーク	オーストリア	フィンランド	アイスランド	日本・韓国
3位	ルセツェンブルク	スウェーデン	カナダ	アイスランド	ノルウェー
4位	フィンランド	アイスランド	オランダ	デンマーク	オランダ
5位	オーストリア	アイスランド	アイスランド	チェコ	ノルウェー
					アイスランド

出典：OECD (2009) p.23 より筆者作成。

など生涯にわたって健康を悪化させると指摘する。英国では、所得階層によって家族内の口論回数に大きな差があり、幼少期の家族内の争いといった家族関係の不安定さは、子どもの病氣や発達に影響を与える。英国では、恵まれない環境の家に生まれた子どもは、恵まれた環境に住む子どもと比較して3歳時点で1年の知育の遅れが発生する。

また Nisbett (2009) は、親の社会経済的な地位が子どもの運命的な能力の発揮を左右するとしている。

家族と教育の関係についても多くの研究が進んでいる。「再生産理論」で有名な Bourdieu (1991) は「文化資本」という概念を使って、本を読む、芸術を鑑賞するといった日々の文化的な関心や、習慣、すなわち家族の文化的水準もまた子どもの学力格差・教育格差につながり、格差や貧困の連鎖をもたらすと論じた。教育社会学の分野では、Lareau (2003) は親の学校へのかかわり方に対する観察や家庭への拍まり込みなどによる観察という参与観察方法を採用している。親と学校のかかわり、親の子育て方法と子どもの生活分析を行い、階級によって子育て方法が異なることを確認している⁽²⁶⁾。

(2) 子どもの成長過程への介入政策の動向と今後の課題

日本の子ども達がおかれている状況はどのように評価できるだろうか。OECD (2009) では、子どもをわける諸環境について、物質的豊かさ、住宅・環境、教育的豊かさ、健康・安全、リスク行動、学校生活の質から比較している(表16参照)。日本はほとんどの項目で中位あたりであり、上位にある国は、やはり子どもの貧困率の低い北欧各国が多く、下位にある国もまた子どもの貧困率が高い国が多い傾向がある。

子どもの成長環境の整備については、2010年度中に法律案要項の完成を目指して内閣府で「新システム」の議論が進んでいる。しかし、その議論は、幼保一体サービスの確保とその財源の議論に集中しがちである。すべての子どもと家庭に最善の環境を保障することを目標にした新システムにおいては、虐待、障害、不安定な家庭環境といった劣悪な環境にいたる子どもたちへのセーフティ

(26) Lareau (2003) を参照のこと。

トの確保、質の高いサービスを確実に確保する仕組みを講ずる必要がある。

江戸川区、板橋区、埼玉県、釧路市などの一部の先進的な自治体・福祉事務所では、低所得、母子、生活保護被保護世帯にいる中学3年生などに対する生活支援、教育支援が行われているものの、国の制度としての位置、財政措置も不安定であるため全国的な広がりになっていない。⁽²⁷⁾

先進国のなかでは貧困世帯への包括的な支援を導入している国が増えている。たとえば、アメリカのヘッドスタート (Head Start)、英国のシュアスタート (Sure Start)、カナダのフェアスタート (Fair Start)、オーストラリアのベストスタート (Best Start)、韓国のウイスタート (We Start) などがある。

アメリカは、2200万人の貧困世帯の児童に対して、保健、保育、教育面からの補助支援政策であるヘッドスタート計画を1964年 (経済機会法) より実施している。⁽²⁸⁾

受験競争が加熱している韓国でも、出発点における不平等が大きな課題になり、民間団体により保健・福祉・教育の包括的支援としてウイスタート運動が展開されている。12歳以下の貧困児童・家庭に対して、ボランテア、自治体、公共機関、保育所、小学校、病院と地域住民が連携して、細かい支援を行っている。基本事業は、「We Start」ワウル (=村・まち) つくり」が、貧困層の子ども200~300人程度の地域を選定して展開されており、ウイスタート市営センターから保育士や社会福祉士が困難世帯に派遣され、生活支援や栄養面での指導、読書サポーターを行っている。そのほか、地域児童センターによる教育、福祉、健康への包括的なサポートや、青少年放課後アカデミーによる低所得世帯の小学校4年生から中学生2年生までの思春期の子どもたちへのサポートなどが広がっている。⁽³¹⁾

英国でもブレア政権下で、人生のスタートにおいて子どもにベストの環境を保障する目的で、1999年からシュアスタート (Sure Start) を導入し10年計画の貧困対策、貧困地域を指定して子どもと家族を対象にした支援サービスを進め、人生早期における介入政策を進めている。2003年からシュアスタート・子どもセンターをさらに拡充し、全国展開が進められ、2004年と2006年の子ども法により政策を加速している。⁽³²⁾

- (27) 板橋区の福祉事務所における取り組みは池谷 (2008)、釧路市の取り組みは、釧路市福祉部生活福祉事務所調査委員会 (2009) が詳しい。
- (28) 詳細な情報はオーストラリア・ビクトリア州 DEBCD (職業訓練教育・教育促進局) のホームページ (<http://www.education.vic.gov.au/escmangement/beststart/>) を参照せよ。
- (29) Wは Welfare の W、Eは Education の E を意味している。
- (30) ヘッドスタート計画の歴史は、添田 (2005) が詳しい。
- (31) 相馬 (2008) 参照のこと。
- (32) 英国の動向については、堀橋 (2009) が詳しい。
シュアスタートの政策効果詳細については The Sure Start Journey A Summary of Evidence (<http://www.dest.gov.uk/everycildmatters/research/publications/surestartpublications/1983/>) が公表されている。

さらに注目すべきことは、シュアスタート全国評価 (National Evaluation of Sure Start=NESS) による政策実行、地域分析、費用効果といった評価機構の立ち上げであり、成育の重要性、社会・経済・地域、家族健康、学力といった面からのプログラムの有効性、費用対効果分析が行われている。このように各国で貧困世帯の子どもや家族に対する支援が広がり、さらにそのプログラムのより効果的にするための評価も進んでいる。この点からみると、日本での世代間の貧困連鎖防止に向けた政策の進展は遅れているが、政策以前の問題として、実証把握、そして代表性をもちうる十分なデータに基づき実証研究が不足している。本稿で取り上げたデータも特定地域のものにすぎず、その結果も決して全国を代表しているわけではない。大規模研究による事実の把握とそれに基づき政策、支援プログラムの開発が求められる。

(経済学部教授)

(関西国際大学教育学部教授)

(成蹊大学経済学部准教授)

参 考 文 献

- 青木紀 (2003) 「貧困の世代内再生産の現状——日市における実態」青木紀編著「現代日本の「見えにくい」貧困」明石書店、pp.31-83
- 青砥泰 (2009) 「ドキュメント高校中退——いま、貧困がうまれる場所」ちくま新書
- 浅井善夫・松本伊知朗・植野直美編 (2008) 「子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために」明石書店
- 阿部彰 (2005) 「子どもの貧困——国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所編「子育て世帯の社会保障」東京大学出版会、pp.119-142
- (2006) 「相対的相対の乗取と分析——日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編「社会保障における福祉と教育」法律文化社、pp.251-275
- (2008) 「子どもの貧困」岩波新書
- 阿部彰・大石亜希子 (2005) 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編「子育て世帯の社会保障」東京大学出版会、pp.143-161
- 池谷秀隆 (2008) 「生活保護現場からみる子どもの貧困」浅井・松本・植野編著「現代日本の貧困——政策研究」岩波新書 (KHPS) に基づく貧困動向分析「社会政策研究」第9号、pp.38-63
- 岩田正美・漢本知香香 (2004) 「アラビヤ不況下の「貧困の経験」」樋口美雄・大田清博「女性たちの平成不況」日本経済新聞社、pp.203-233
- 植野善子 (2009) 「イギリスのシュアスタート——貧困の連鎖を断ち切るための未来への投資——地域プログラムから子どもセンターへ」『四天王寺大学紀要』第48号、pp.37-38
- 大石亜希子 (2005) 「子どもがいる世帯の経済状況」国立社会保障・人口問題研究所編「子育て世帯の社会保障」東京大学出版会、pp.29-52
- (33) こうした詳細報告書は、ロンドン大学 Birkbeck カレッジの NESS のホームページから入手できる (<http://www.ness.bbk.ac.uk/>)。

- (2007) 「子どもの貧困の動向とその帰結」国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』第43巻第1号, pp.54-64
- 小塩隆士 (2010) 「母性期の厚生分析——公平と効率を問う」日本評論社
- 戒能民江 (2006) 「DV防止とこれからの被害者当事者支援」ミネルヴァ書房
- 朝鮮市福祉部生活福祉事務所編集委員会 (2009) 「希望をもって生きる——生活保護の常識を覆す朝鮮チヤレンジ」全国コミュニケーションサポートセンター
- 後藤玲子 (2006) 「正義と公共的相互性——公的扶助の模範」『思想：福祉社会の未来』No.93, 2006年3月号, pp.82-99
- (2007) 「潜在能力アローチにおける社会的選択問題——「オベデの個人に基本的潜在能力を保障する」社会的評価は形成可能か？」国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』第43巻第1号, pp.15-26
- 小西祐馬 (2008) 「先進国における子どもの貧困研究」浅井・松本・湯澤編所収
- 小林直志 (2002) 「児童虐待および犯罪の要因に関する総合的研究」平成13年度厚生科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究事業
- 佐藤俊樹 (2000) 『平等社会日本——さながら総中流』中公新書
- 佐藤美津・吉田崇 (2007) 「貧困の世代連鎖の検証研究」(独)労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』49(6), pp.75-83
- 杉山憲志郎 (2004) 「子ども虐待は、いま」『私たちの科学』日本評論社, 2004年4月号, 通巻2号, pp.2-9
- 相馬直子 (2008) 「韓国 出生点の不平等と少子化のほどまで——子育ての社会化をめぐるジレンマ」泉千寿・一見真理子・汐見悠幸編『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, pp.186-213
- 添田久美子 (2005) 「『ヘッドスタート計画』研究」学文社
- 橋本俊昭・大木匠 (2009) 「教育と格差——なぜ人はアラン・ドワを自指すのか」日本評論社
- 東京都福祉保健局 (2005) 「児童虐待の発生」『児童虐待の発生』
- 中岡朝代 (2006) 「第2部 母子世帯の母親の教育支援に関するアンケート調査」朝鮮公立大学地域経済研究センター『朝鮮市の母子世帯の母への教育支援に関する調査報告』
- (2008) 「自立支援プログラムの充実のために——生活保護自立支援プログラムと母子自立支援プログラム」(独)日本労働政策・研修機構所収, pp.211-234
- 中村晋介 (2010) 「生活保護受給者の自立阻害要因と自立支援策」『福岡県立大学人間社会学部紀要』第19巻第1号, pp.37-50
- (独)日本労働政策・研修機構 (2008) 「母子世帯の母への教育支援に関する研究」労働政策研究報告書, No.101
- 福岡県立大学付属研究所 (2008) 「生活保護自立阻害要因の研究——福岡県田川地区生活保護県上台帳の分析から」委託研究「田川郡における福祉受給者の自立阻害要因に係る分析」報告書
- 藤原千砂 (2007) 「母子世帯の階層分化——制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『統計経済研究所』季刊家計経済研究 No.73, 2007Winter, pp.10-30
- 藤原千砂・湯澤直美 (2010) 「福祉受給母子世帯の開始状況と廃止水準」『法政大学大東社会問題研究所』『大東社会問題研究雑誌』No.620 pp.49-63
- 森田早苗・浅田憲 (2004) 「虐待する親のリスク要因に関する実態調査——養育院の児童相談所における過去8年間の相談事例の分析から」『子ども虐待とネットワーク』Vol.6, No.3, pp.372-382
- 松本伊知朗ほか (2010) 「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的問題の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」平成20・21年度厚生労働科学研究報告書(政策科学総合研究事業)
- 松本伊知朗編 (2010) 「子ども虐待と貧困」明石書店
- 道中隆 (2007) 「保護受給層の貧困の機相」生活経済政策研究所『生活経済政策』No.127, August 2007, pp.14-20
- (2009) 「生活保護と日本型ワーキングプア——貧困の固定化と世代間継承」ミネルヴァ書房

- 八木安理子・吉野精子・刈野正美 (2003) 「市民意識における暴力連鎖——DVと児童虐待の関連から」日本子ども虐待防止学会『子ども虐待とネットワーク』Vol.5, No.1, pp.206-214
- (2007) 「親の暴力がDV加害および児童虐待に与える影響——市民調査による男女比較」『子ども虐待とネットワーク』Vol.9, No.1, pp.46-54
- 安田高進・塚本悦美 (2010) 「社会的排除と企業への役割——母子世帯問題の本質」同文館
- 山野良一 (2006) 『子どもの貧困問題』日本』光文社新書
- Aber, J. L. and D. T. Ellwood (2001) "Thinking about children in time", in B. Bradbury, S. Jenkins, and J. Micklewright (eds.), *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, Cambridge University Press
- Blandon, J., P. Gregg and L. Macmillan (2006) "Explaining Intergenerational Income Persistence: Noncognitive Skills, Ability and Education", Working Paper No.06/146, Centre for Market and Public Organization University of Bristol
- Bourdieu, Pierre and Jean-Claude Passeron (1970) *La Reproduction: Elements pour une theorie du systeme d'enseignement*, Minuit (邦訳: ピエール・ブルディユ, ジャン・クロード・パスロン (白鳥 隆訳) (1991) 『再生産——教育・社会・文化』(藤原書店)
- Bradbury, B., S. Jenkins and J. Micklewright (eds.) (2001) *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, Cambridge University Press
- Carniero, P. and J. J. Heckman (2003) "Human Capital Policy", in Heckman J. J. and A. Krueger (eds.), *Inequality in America: What Role for Human Capital? Politics, MIT Press*, pp.77-239
- Corcoran, M. (2001) "Mobility, Persistence, and the Consequences of Poverty for Children: Child and Adult Outcomes", in Danziger, Sheldon H. and Robert H. Haveman (eds.), *Understanding Poverty*, Russell Sage Foundation Books, pp.127-161
- D'Addio, A. C. (2007) "Intergenerational Transmission of Disadvantage: Mobility or Immobility across Generations? A Review for OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No.52
- Duncan, G. and J. Brooks-Gunn (eds.) (1997) *Consequences of Growing Up Poor*, Russell Sage Foundation
- Esping-Andersen, G. (2004) "Unequal Opportunities and the Mechanisms of Social Inheritance", in Corak, M. (ed.), *Generational Income Mobility in North America and Europe*, Cambridge University Press
- (2005) "Inequality of Incomes and Opportunities", in Giddens, Anthony and Patrick Diamond (eds.), *The New Egalitarianism*, Policy Network
- Evans, Gary W. and Michelle A. Schanberg (2009) "Childhood Poverty, Chronic Stress, and Adult Working Memory", in *PRAS EARLY EDITTON*
<http://www.pnas.org/content/early/2009/03/27/0811910106.full.pdf>
- Lareau, Annette (2003) *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*, University of California Press
- Marmot, Michael and Richard G. Wilkinson (1999) *Social Determinants of Health*, Oxford University Press (邦訳: マイケル・ワーモット, リチャード・G・ウィルキンソン (西三郎・藤森定信 訳) (2002) 『21世紀の健康づくり10の提言』日本医薬学出版)
- Marmot, Michael (2004) *The Status Syndrome: How Social Standing Affects Our Health and Longevity*, Henry Holt and Company (邦訳: マイケル・ワーモット (藤森定信・橋本英樹監訳) (2007) 『ステータス差——社会格差という病』日本評論社)
- Nisbett, Richard E. (2009) *Intelligence and How to Get It: Why Schools and Cultures Count*, W. W. Norton & Co., Inc. (邦訳: リチャード・E・ニスベット (水谷洋訳) (2010) 『頭のでき——

決めるのは誰인가、環境が！ 아이엠오드社)

- OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries* (邦訳: OECD (小島寛久・金子能宏訳) (2010) 『格差は拡大しているか——OECD加盟国における所得分布と貧困』明石書店)
- (2009) *Doing Better For Children*
- Pakkarinen, T., R. Uusitalo and S. Pekkala (2006) "Education Policy and Intergenerational Income Mobility: Evidence from the Finnish Comprehensive School Reform", IZA Discussion Paper, No. 2204, Bonn
- Pinker, Steven (2002) *The Blank Slate: The Modern Denial of Human Nature*, Viking Penguin (邦訳: スティーヴン・ピンクラー (山下陽子訳) (2004) 『人間の本性を考える——心は「空白の石板」か』(上・中・下巻) 日本放送出版協会)
- Schiller, Bradley R. (2008) *Economics of Poverty and Discrimination, the 10th Edition*, Pearson Education (邦訳: ブラッドリー・シラー (依井龍博訳) (2010) 『貧困と差別の経済学』ビテック出版)
- Schweinhart, L. and J. Montie (2004) "Significant Benefits: The High/Scope Perry, Pre-School Study through Age 40", High/Scope Educational Research Foundation, World Bank Presentation
- Secombe, Karen and Susan J. Ferguson (2006) *Families in Poverty: Volume 1 in the "Families in the 21st Century Series"*, Pearson
- Sheehan, S. (1976) *Welfare Mother*, Houghton Mifflin
- Sherman, Arloc (1994) *Wasting America's Future: The Children's Defense Fund Report on the Costs of Child Poverty*, Bowcon Press
- Wilkinson, Richard G. (2006) *The Impact of Inequality: How to Make Sick Societies Healthier*, New Press (邦訳: リチャード・G・ウイルクソン (池本幸夫・片岡洋子・末廣隆美訳) (2009) 『格差社会の衝撃——不健康な格差社会を健康にする法』書籍工房早川)
- Wilkinson, Richard G. and Kate Pickett (2006) *The Spirit Level: Why More Equal Societies Almost Always Do Better*, Allen Lane (邦訳: リチャード・G・ウイルクソン, ケイト・ピケット (酒井泰介訳) (2010) 『平等社会』東洋館新書)

低所得者向け住宅手当について

丸山 桂

1. はじめに

住まいの問題は、人間の基本的な営みの問題であるにもかかわらず、これまで年金や医療の問題と比較すると国民の関心度は低く、日本の社会政策上、重要な位置づけとなっていなかった。

日本の戦後の住宅政策は、持ち家政策と企業内福祉の住宅制度が中心で、終身雇用、年功序列を前提とした日本型雇用慣行モデルがそれを可能としてきた。しかし、就業形態が多様化し、金融危機後のいわゆる派遣切りで、仕事を失うと同時に住まいを失う問題がおこったことで、ようやく日本の住宅政策の機能不全が意識されることになった。

住宅政策は1990年以降、市場を重視する方向に転換しつつあり、低所得者向け住宅政策も社会経済の変化に対応した新たな方向性を模索する必要性がある。本稿は、日本の低所得者向け住宅政策の現状と問題点を指摘し、欧米諸国で新たに導入されている住宅手当の日本での導入可能性について検討することを目的としている。

2. 日本の低所得者向け住宅政策の概要

一般に、低所得者向け住宅政策には、低廉な家賃で供給する公営住宅・社会住宅等による現物給付と、家賃の減額を目的とする住宅給付や税制上の優遇措置などの現金給付があげられる。日本では現物給付としては公営住宅が、現金給付としては生活保護の住宅扶助の2種類がこれまで展開されてきている。

以下、主な制度の現状と問題点についてみていこう。

1. 住居の種類を問わず、低所得者を対象に家賃の軽減を目的とする給付は、日本には現存しないため、研究者によって住宅手当、住宅給付、家賃補助などの名称で使用され、現在のところ統一名称がない。本稿では、原則として住宅手当という名称を使い、研究論文の引用では原著者の名称を使用することとしている。

2. 内閣府「国民生活に関する世論調査」(2008年6月)でも、「政府に対する要望」(複数回答)は、「医療・年金等の社会保障制度改革」が72.8%ともっとも高いのに対し、「土地・住宅問題」は11.0%で下位に属する。

(1) 公営住宅政策の展開と問題点

現在、日本の現物給付としての公的賃貸住宅としては、公営住宅、改良住宅、都市再生機構賃貸住宅、公社賃貸住宅、地域優良賃貸住宅の5種類の住宅が提供されている。このうち、住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給する役目をおっているのが、公営住宅である。

本間(1993)によれば、日本の住宅政策の起源は、1918年の内務大臣の諮問機関である救済事業調査会による「小住宅改良要綱」の答申という。しかし、戦時下の財政不足問題などで戦前の低所得者層の住宅政策は十分に機能してこなかった。

終戦後、人々は住宅に困窮し、住宅不足数は約420万戸(本間1993)にものぼった。そのため、住宅政策はもっぱら供給数を増やすことだけに力点が置かれた。本格的な住宅政策が確立されるのは、1949年の住宅金融公庫の発足、1951年の公営住宅法¹⁾、1955年の日本住宅公団法の制定となる。住宅金融公庫は、住宅建築資金の融資を利用した持ち家促進、公営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの低額な賃貸住宅の供給、そして日本住宅公団は公営住宅が対象とする所得階層以上の住宅不足の著しい地域で住宅に困窮する勤労者のための住宅供給という3本柱の住宅政策が開始される。

この後、住宅政策の主流は持ち家政策となっていくが、その理由は「政府資金は産業復興に重点的に使わなければならなかったから、住宅は国民の自力建設に委ねられてしまった」(本間1993 p.37)とする見方もある。また、こうした持ち家重視の住宅システムは、戦後の経済成長にともない、配偶者と家族をもち、正規雇用として企業で働き、高賃金を得るという「普通の人生」のモデルを築むことを前提とし、そのモデルにあてはまることで住宅システムから援助を受けて持家取得を達成することができた(平山2009 pp.20-25)。「住宅政策と福祉政策は、それぞれがその主たる施策の対象層と提供方法を異にして進められ」(八木2006 p.44)、産業振興を意図した持ち家政策と低所得者向け公営住宅は分断されることになる。

しかし、平山(2009)のいう、キャリアの進展とともに住まいの梯子を登る持ち家政策は行き詰まりを見せ、福祉政策としての公営住宅もその仕組みの矛盾点が多くなるとの研究者によって指摘されるようになっていった。

①入居の選考基準と横の公平性の問題

第1に問題とされたのが、入居選考基準の公平性とそれによってもたらされる同一水準の世

¹⁾ 公営住宅法の成立には、建設省、厚生省が公営住宅に対する考え方が異なり、それぞれが別法案を提出している。この法案成立に関する詳細は、八木(1993)、大木(1991)、住田(2001)などに詳しい。